

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
112	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和5年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務
②事務の概要	行政手続きに特定の個人を鑑別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定める次の検診等について、対象者の抽出、受診結果入力、集計、統計報告作成、データ分析処理を行い、市民の健康情報を一元的に管理し、活用することで市民の健康指導を効率的・効果的かつ継続的に実施する。 健康増進法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④特定健康診査の対象とならない者への健康診査及び保健指導(生活保護者等) ⑤がん検診(胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診)
③システムの名称	保健衛生システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の76の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健局 健康増進担当 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健局 健康増進担当 健康増進課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	所属長の変更 しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	リスク対策	—	本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した。	事後	定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。
令和2年5月29日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年5月31日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	所属長の変更 しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和5年5月31日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	所属長の変更 しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。